再評価個表

事 業 名	水産生産基盤整備事業	事業主体	宇和島市
施設·工区名等	北灘漁場	事業箇所	宇和島市津島町北灘
事業主旨	宇和島市津島町北灘地区には、昭和51~57年度に沿岸漁場整備開発事業で造成した養殖場があり、海水交換が良く、良好な漁場として、当地区の魚類養殖業の発展に大きく寄与してきた。しかしながら、平成9年度末には全ての浮消波堤の耐用年数が過ぎ老朽化が著しく、平成8年4月と平成12年7月には腐食により浮消波堤が沈没したことから、早急に施設を更新し静穏域を確保することにより、養殖場としての機能を維持することを目的とした事業である。		
再評価の 実施理由	事業採択後10年が経過して継続中の補助事業		

1. 地域の概要

宇和島市は愛媛県の南西に位置し、南予圏域の中核都市として発展してきた。平成17年8月には、近隣3町との合併で、新宇和島市となり、自然の恵みを生かしたまちづくりを進めている。

津島町北灘地区は市内南部に位置し、リアス式海岸と、黒潮の影響を受けた温暖な気候という恵まれた環境のもと、北灘湾を中心とした、マダイ・ハマチの魚類養殖場、真珠・真珠母貝養殖場を有し、天然の好漁場である宇和海では、漁船漁業が営まれている。また、その背後に隣接する出荷基地である国永漁港では、連日、マダイ・ハマチの水揚げ作業が行なわれており、当市の水産及び流通の拠点となっている。

2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	平成14年	完成予定	平成25年	
用地着手	_	工事着手	平成14年	
全体事業費	3,297百万円			
(1)事業概要	浮消波堤L=576m(11基)			
(2)事業経緯	平成14年度 特定漁港漁場整備事業計画策定			

3. 事業の必要性及び整備効果等

(1)事業の必要性

平成21年における沖合養殖場の魚類養殖生産量は、マダイが3,396トン、ハマチが2,570トンで、生産額が約40億円となっており、当該地区の魚類養殖業者の経営の安定化を図るためには、既存の浮消波提を更新し、現状の静穏域を維持する必要がある。

(2)事業の整備効果

本事業により浮消波提を更新し静穏域を確保することにより、養殖漁場としての機能が維持され、対象魚種の安定生産や価格の安定化が図られる。

(3)事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業開始当初、当該地区の出荷拠点である国永漁港では、県道沿いの見通しが悪く手狭な場所で出荷作業や養殖筏の補修等が行なわれていたが、本事業と並行して行なわれた漁港の整備によって、複数の活魚車が駐車可能な出荷スペースが確保されたことから、積込みと待機に分かれたスムーズな出荷作業が行なわれるようになり、養殖から出荷、流通にいたるまで効率的な生産体制が構築されている。

4. 事業の進捗状況及び進捗の見込み

(うち用地費) H 2 3 末投資事業費

2,528百万円 [進捗率:76.7%](事業費換算)

(1)事業の進捗状況

見直し後の事業全体計画は浮消波堤11基(L=576m)となり、平成23年度末での整備内容としては、9基(L=468m)が完成予定であることから、事業規模としての進捗率は、事業費が77%、整備量が81%となる見込みである。

(2)これまでの整備効果

沖合養殖場の静穏域を確保しながら、11基中9基の整備が完了し、漁場機能が低下することもなく、マダイ及びハマチ養殖が安定的に行なわれている。

(3)今後の事業進捗の見込み

平成25年度には、11基全ての整備が完了する見通し。

5. 事業の投資効果(費用対効果分析)

(1) 費用便益比

C:総費用=4,200百万円

·事業費 3,297百万円

B:総便益=6,859百万円

・養殖施設整備により維持される生産量に係る便益

3,557百万円

・出荷後の流通過程において生ずる便益

3,302百万円

(内容等については本文に記載。)

B/C=6, 859/4, 200=1. 63

6. コスト縮減や代替案立案等の可能性

- (1) 浮体(浮函)の構造を見直すことにより、コストの縮減を図っている。
- (2) 内容を再検討した結果、養殖場全体の形状を変更することにより、漁場面積を確保しつつ、浮消波堤2基の削減が可能となり、全体事業費の縮減が図られる。

7. その他

- (1)第4次愛媛県水産振興基本計画(平成23年3月策定)では、計画的かつ効率的な養殖生産に努め、環境に配慮した持続的な生産体制の確立を図ることとしており、県の水産振興に係る基本施策と合致している。
- (2) 地元の魚類養殖業者からの要望も強い。

8. 対応方針(素案)

- (1) 当地区魚類養殖生産量の大半を占めており、安定的な生産を維持する必要があること。
- (2) 事業全体の投資効果 (B/C) が1以上あること。
- (3) 財政改革に伴う事業内容の見直し等で進捗状況が滞ったものの、整備内容が8割を超えていること(残り2箇年で完成となる)。

以上を総合的に判断し、「本事業を『継続』する」こととしたい。